

岩手県告示第547号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和8年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 処分をした年月日 令和8年8月21日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社SEINAN 'PEACE

イ 主たる営業所の所在地 花巻市太田第51地割90番地1

ウ 代表者の氏名 戸来光汰

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第40248号

（3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和8年8月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

2（1） 処分をした年月日 令和8年7月30日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 THE SORA HOME

イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町岩崎26地割35番地

ウ 代表者の氏名 千田賢介

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－7）第50380号

（3） 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和8年7月28日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

3（1） 処分をした年月日 令和8年8月18日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社マイハウス

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢工業団地一丁目19番地

ウ 代表者の氏名 千田敏之

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－7）第60030号

（3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和8年8月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

4（1） 処分をした年月日 令和8年7月21日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社菊地建材

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢姉帯町字上野起146番地1

ウ 代表者の氏名 菊地榮進

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第60266号

（3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 令和8年7月17日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和8年7月6日

- (2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社フジ建築

イ 主たる営業所の所在地 宮古市西ヶ丘三丁目1番9号

ウ 代表者の氏名 藤村将

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一8)第120183号

- (3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 令和8年6月29日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。